

吹田市監査委員告示第2号

吹田市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、平成22年5月25日に請求人（略）から提出された標題の監査請求について同条第4項の規定により監査を執行しました。この監査結果について、同項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成22年7月13日

(2010年)

吹田市監査委員	足立光三
吹田市監査委員	植良隆文
吹田市監査委員	竹内忍一
吹田市監査委員	坂口妙子

1 請求の受理

この請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、平成22年5月25日にこれを受理しました。

2 請求の要旨

(対象者および対象行為と違法性・不当性)

(1) 吹田市長、吹田市財務部長および財務部契約検査室室長は、吹田市発注の建設工事の入札資格審査を行うに当たり、参加資格要件には「吹田市内業者にあつては、市民税に未納がないこと」という要件を定め公表しておきながら、また「未納税額のない証明書」を納税証明書として提出すべきことを定めながら、平成19年に行った資格審査において過年度における未納税額のないことまで証明を求めず、その結果、過年度の平成13年度から既に市民税の滞納のある業者に入札資格を与え、かつ当該業者に平成20年度および平成21年度の市発注公共工事を落札させ、請負工事契約を締結し、請負工事代金を支払った。

なお平成21年度の工事に関しては、当該業者は資金繰りの事情から工事竣工に至らず、履行不能となった。この履行不能は業者から平成22年3月15日以降に届けが出されたことによるものである。しかし、契約上の竣工時期は3月末であって、通常であれば工事自体は3月15日ころには、完工またはそれに近い状態になっていなければならない。したがって工事自体がきわめて遅延していたことになる。

発注部署である交通政策課は、工事進捗程度を確認せず、当該業者への指導を怠っていた。

(2) 吹田市長は、吹田市発注の建設工事の入札資格審査を行うに当たり、参加資格要件には「吹田市内業者にあつては、市民税に未納がないこと」という要件を定め公表しておきながら、また「未納税額のない証明書」を納税証明書として提出すべきことを定めながら、「過年度においても未納のない旨の証明書」の提出を求める旨の明確な規定を求めず、その様な規定は議会の同意を得るまでもなく、市長の権限で策定できるのにもかかわらず怠った。

(3) 吹田市長、吹田市税務室長および税務室納税課長は、市民税の滞納を長期間行っていた建設工事業者から、滞納金額を徴収するために、平成20年度の吹田市の当該業者への発注工事に関する請負工事代金請求権を差押えることが容易であったにもかかわらず、差押えを怠った。

(市の損害)

上記(1)および(2)については、平成20年度および平成21年度の支払った請負工事代金額が損害である。

それに加えて、履行不能になった平成21年度の請負工事に関しては、工事中途で終了したことによる現場の利便性の低下、現場の混乱の是正のための費用、完成に至らせるための工事続行の業者の選定にかかわる設計図書の作成もしくは手直しの費用も損害金である。

上記(3)については未収の滞納市税

(請求を求める措置)

上記(1)については、行為者らが、市から支出された請負工事代金を市に返還すること。

上記(2)については、入札者参加資格要件に「過年度を含め未納なき旨の証明書」の提出を明確に規定し運用を徹底すること。

上記(3)については、違法行為者らが未納税額相当額を滞納業者に代わって支払

うこと。

以上、地方自治法第242条第1項に基づき、監査委員に必要な措置を請求いたします。

3 監査の実施

請求人に対しては、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成22年6月23日に陳述の機会を設けました。また、同日、所管の財務部及び建設緑化部に対し、関係職員から事情聴取を行い監査を実施しました。

4 監査の対象

請求の要旨及び請求人の陳述の内容から、市府民税に未納があった業者（以下「当該業者」という。）との工事請負契約の締結、履行及び公金の支出は、違法若しくは不当なもので、市に損害が発生したか、そして、当該業者に対して、違法若しくは不当に市府民税の徴収を怠っていたかを監査の対象としました。

また、入札参加資格審査に関する措置請求は、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為に該当しないものと判断し、監査の対象外としました。

なお、請求人が求めるように、あえて入札参加資格審査を住民監査請求の対象となる行為として捉えたとしても、当該入札参加資格審査申請による資格業者の認定事務は平成20年3月31日までに完了し、平成20年度から有効となっているものであり、行為の終わった日から1年以上経過していることにより、住民監査請求の要件を満たしていないものと判断しました。

5 監査の結果

(1) 事実関係

関係職員の事情聴取等によって、以下のとおり事実を確認しました。

ア 当該業者と市の契約実績について

当該業者と市との間の工事請負契約については、請求人のいう平成20年度の実績はなく、平成21年度において、次の2件がありました。

- ・平成21年7月13日契約 山田北2号線側溝補修工事

請負代金額400万500円

(のち契約変更により407万6,100円)

- ・平成22年2月17日契約 檜切山千里丘線道路改良工事

請負代金額 4 4 2 万 5 0 0 円

(のち契約解除、出来高 1 6 1 万 1 , 2 0 9 円)

イ 当該業者との工事の経過等について

山田北 2 号線側溝補修工事については、平成 2 1 年 7 月 9 日に契約検査室が入札参加登録業者の内から選定した 8 者による指名競争入札を行い、同月 1 3 日、工事請負契約が締結されています。工事については、同年 9 月 1 1 日に工事検査が行われており、市は契約書に基づく請負代金を支出していました。

次に、樫切山千里丘線道路改良工事については、平成 2 2 年 2 月 1 2 日に契約検査室が入札参加登録業者の内から選定した 8 者による指名競争入札を行い、同月 1 7 日、工事請負契約が締結されています。

工期は同年 2 月 1 7 日から 3 月 3 1 日ですが、同工事の着工が遅れていたことから、工事担当課である建設緑化部交通政策課は、市監督員から当該業者に着手を急ぐよう指示を行っていました。工事は同年 3 月 1 5 日に着工され 1 9 日まで施工されたものの、その後の施工がされず、同月 2 6 日に督促していましたが、再開される見込みがなかったため、同月 2 9 日に同課は当該業者に対し契約解除を申し渡しており、同月 3 1 日に当該業者から工事続行不能届が提出され、市は同日に契約を解除しています。

ウ 当該業者の市府民税の滞納状況について

当該業者の市府民税の滞納状況については、平成 2 2 年 3 月 1 6 日現在、平成 1 3 年度、平成 1 4 年度、平成 1 8 年度、平成 2 0 年度、平成 2 1 年度の法人市民税及び平成 1 8 年度から平成 2 1 年度までの市府民税特別徴収分であり、滞納税額 1 1 5 万 4 , 9 0 0 円と督促手数料 2 , 9 7 0 円の合計 1 1 5 万 7 , 8 7 0 円（延滞金を含まず）となっていました。

エ 滞納整理の状況について

納税課は平成 1 3 年 6 月から地方税法に基づく督促状の発送等を行っており、また、平成 1 5 年 5 月には金融機関に対する財産調査を行っています。その後も税の滞納が続いているため、平成 1 8 年 5 月 2 6 日に差押予告書を発送したところ、当該業者は一時期分納に応じていましたが、分納が滞ってきたため、再び文書及び電

話での催告、臨戸での面談指導を行っていました。しかしながら、当該業者からは納税計画も示されない状況であったため、納税課は、平成22年3月契約検査室に、本市を相手とした契約の有無について照会したところ、檜切山千里丘線道路改良工事契約があるとの回答を受け、対応を検討し、同月16日、同工事代金支払請求権の差押さえを執行し、債権額170万9,870円（督促料、延滞金を含む滞納金額）に対し、161万1,209円を収納していました。なお、残額については、引き続き納付指導等を行っていくとしています。

(2) 判断

請求人は、参加資格要件に欠ける業者に入札参加資格を与え、当該業者と工事請負契約を締結し、請負工事代金を支払ったことは違法若しくは不当であり、市から支出された請負工事代金を市に返還すること、また、市民税の滞納を長期間行っていた当該業者から、滞納金額を徴収するために、平成20年度の請負工事代金請求権を差し押さえることが容易であったにもかかわらず差押さえを怠ったことは違法若しくは不当であり、未納税額相当額を当該業者に代わって支払うことを主張しています。

そこで当該部分について、違法若しくは不当な契約の締結、履行及び公金の支出、並びに公金の徴収を怠る事実があるかどうか、また、市に損害が生じたかどうかについて検討しました。

ア 違法若しくは不当な契約の締結、履行及び公金の支出の有無について

当該業者と市との契約は、有効に確定したものであり、山田北2号線側溝補修工事は、工事の完工が確認されていることから、市には請負代金についての支払義務があると考えられます。

また、檜切山千里丘線道路改良工事については、当該業者による工事の完了が不能となったため、市が契約を解除していますが、請負代金額のうち、出来高に応じた額についての支払いを行っているものであり、違法若しくは不当な公金の支出があったとは解されません。

なお、債務の不履行により生ずる損害をてん補するため、当該業者に締結させた履行保証保険の保険金を違約金として、平成22年5月14日に市の歳入として収納しており、市に損害が生じたとは解されません。

イ 違法若しくは不当に公金の徴収を怠る事実の有無について

当該業者は、平成13年度分以降の法人市民税等を滞納していましたが、納税課は、地方税法に定められた規定に基づき、各年度において、督促状を送付しているほか、電話による催告、臨戸による納税指導も行っています。

公金の徴収を怠る事実については、本件のように通常定められた徴収に対する対応をとり、滞納者に対して臨戸指導や分納の交渉をするなど徴収努力を行っているにもかかわらず、徴収に至らない場合は、直ちに違法若しくは不当とまでは言えないものと考えられます。

また、納税課は平成22年3月16日に当該業者への請負工事代金支払請求権の差押さえを行っており、請求人が指摘する公金の徴収を怠る事実には当たらないものと判断します。

以上のことから、本件請求については、理由がないものと認めましたので、棄却します。